

これまでに実現した規制改革事項・ 今後のスケジュール等



内閣府地方創生推進事務局

令和5年10月11日

これまでに実現した規制改革事項

ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和

(令和4年12月14日 気象等の予報業務の許可等に関する審査基準 一部改正)

規制改革の内容

措置前

気象予報業務の許可を受けるときは、現象の予想の時間に応じて一定の人数の気象予報士を事業所ごとに設置する必要がある。

措置

気象予報士が予測手法や予測結果を事前及び定期的に確認し技術的裏付けを確保する場合は、気象予報士の設置基準を緩和し、予報作業手順において機械化・自動化できる範囲を拡大可能とする。

効果

社会の様々な分野における多様なニーズに応じた予報サービスの利用を促し、生産性向上や企業BCPなどデータを活用した業務改善を推進。

規制改革の概要

現在



現象の予想



予報

気象予報士が都度自ら判断して予報作業を**直接実施**

今後

以下も可能に

【気象】

機械化・自動化

高頻度・高精度・高解像度の予報



気象予報士が予測手法や予測結果を事前及び定期的に確認し**技術的裏付けを確保**する場合は、**気象予報士の設置基準を緩和**し、予報作業手順において**機械化・自動化**できる範囲を**拡大**可能とする

予報サービスの利用促進



これまでに実現した規制改革事項

万博会場の建設工事における荷物の運送についての貨物自動車運送事業法上の取扱いの明確化

(令和5年3月27日 国土交通省自動車局貨物課長 通知)

規制改革の内容

措置前

万博工事関係者（作業員等）の輸送に使用するシャトルバスにおいて、作業員等の携行品、工事現場等で使用する図面・書類、サンプル、カタログ等の運送を併せて行うことについて、貨物自動車運送事業法の許可が必要か否かが不明確。

措置

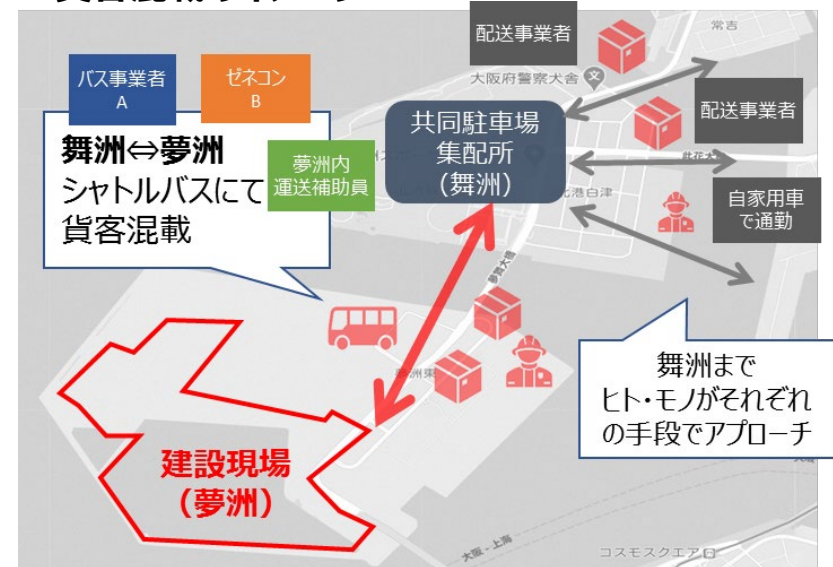
万博建設工事における荷物の運送は、別途対価を収受せずに行われるものであり、「貨物自動車運送事業」にはあらず、同事業の許可は不要であることを明確化。

効果

交通渋滞の緩和及び配送効率の向上による夢洲での万博建設工事の円滑化

規制改革の概要

貨客混載のイメージ



通知内容※

(中略)

2025年大阪・関西万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送については、契約や運賃収受の形態を個別に聴取の上、当該建設工事に従事する作業員等のカバン・工具類の携行品や当該建設工事の現場等で使用される図面・書類、サンプル、カタログ等の運送が別途対価を収受せずに行われるものであることを確認したところである。

このため、夢洲への荷物の運送は貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業にはあらず、同事業の許可は不要である旨通知する。

※国土交通省 自動車局貨物課長 発出

大阪府・大阪市 大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課長 宛

これまでに実現した規制改革事項

万博に関する仮設建築物の建築に係る特例（令和4年4月20日 国土交通省住宅局指導課事務連絡）

規制改革の内容

特例措置前

特定行政庁は、一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合に限り、一年を超えてその建築を許可することができることとされている。

特例措置

大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。

効果

2025年大阪・関西万博に向けた取組推進に寄与。

規制改革の概要

- 仮設興行場等を一年を超えて建築を許可するための「公益性」の要件について、万博に関する仮設興行場等については区域計画に記載し内閣総理大臣が認定することでその要件を満たすこととし、特定行政庁（大阪市）によるスムーズな建築許可に寄与。

仮設興行場等について、一年を超えてその建築を許可することができる条件

- 安全上、防火上及び衛生上支障がないこと
- 公益上やむを得ないこと

区域計画にあらかじめ記載して位置付け

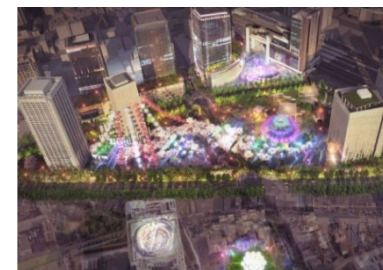
内閣総理大臣の認定

特定行政庁の許可

【大阪・関西万博の開催（2025年4月～10月）】
いのち輝く未来社会のデザインをテーマに最先端技術を体現



（提供）2025年日本国際博覧会協会



活用イメージ（仮設興行場）

これまでに実現した規制改革事項

外国人一般を診療対象とした二国間協定の締結に係る要請のワンストップ化に関する特例
 (令和5年3月24日・令和5年4月20日 厚生労働省医政局長 通知)

国際医療拠点での二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

規制改革の内容

特例措置前

二国間協定に基づく外国医師の受入れは、協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義の制限あり

※締結国 (R5.3月時点)
 イギリス・アメリカ・フランス・シンガポール・ドイツ



特例措置

双務主義にとらわれず、特区自治体の提案をもって、診療対象等の拡大が可能

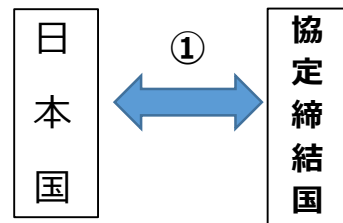


効果

増加する外国人の医療ニーズに対応でき、国際医療拠点の体制構築に寄与

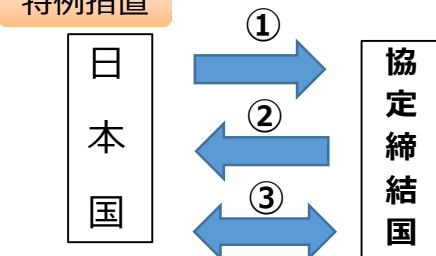
規制改革の概要

通常

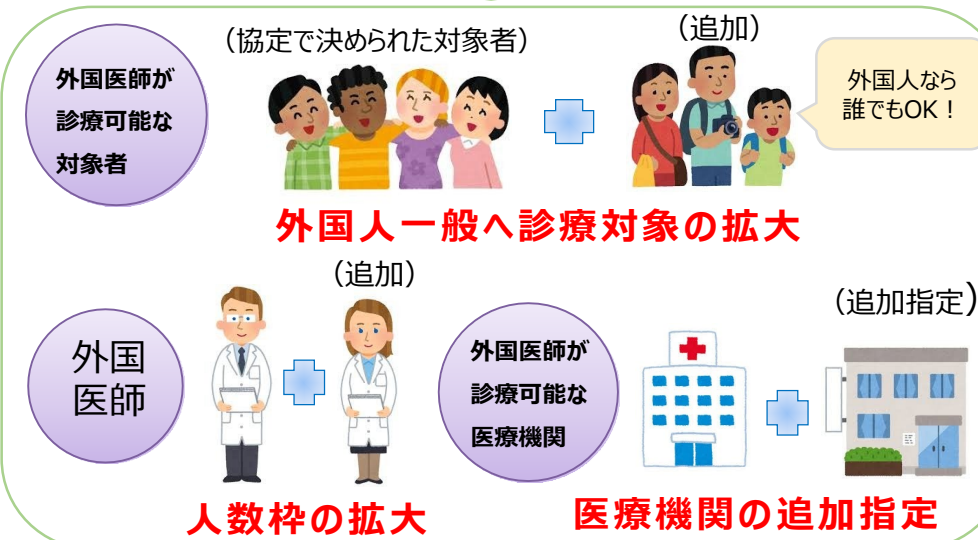


①相互に人数枠や医療機関等を調整の上、協定変更の文書の取り交わし
双務主義の制限あり

特例措置



①特区自治体からの人数枠の拡大等の提案について、異議の有無の確認
 ②異議なしの回答
 ③協定変更の文書の取り交わし
双務主義の制限なし



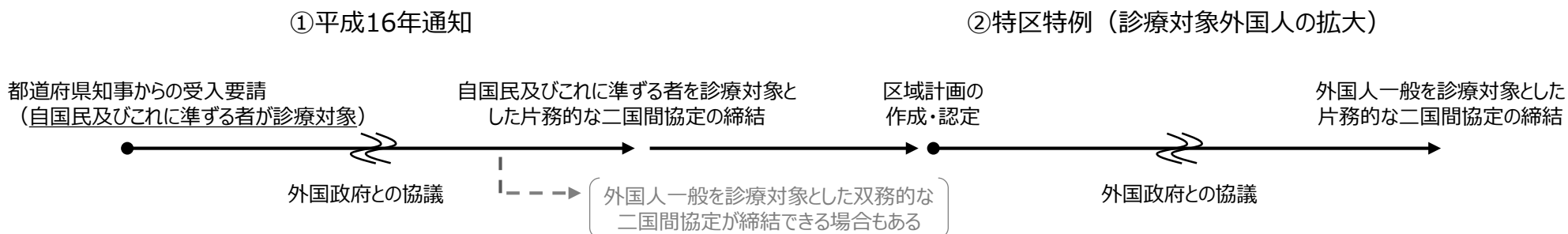
これまでに実現した規制改革事項

外国人一般を診療対象とした二国間協定の締結に係る要請のワンストップ化に関する特例 (令和5年3月24日・令和5年4月20日 厚生労働省医政局長 通知)

<従来>

- ①「外国の医師又は歯科医師の受入れに関する手続等について」(平成16年6月22日付厚生労働省医政局医事課長・医政局歯科保健課長名通知)
- ②「国家戦略特区制度を活用した二国間協定に基づく外国医師の受入れについて」(令和5年3月24日付厚生労働省医政局長名通知)

- ・二国間協定が締結されていない国(英、米、仏、星、独以外)との間で外国人一般を診療対象とした外国医師の受入れを行うためには、
①「自国民及びこれに準ずる者」を診療対象とした外国医師等の受入れに関する一連の協議プロセスを経た上で、その協議結果に応じて、
②「外国人一般」を診療対象とした外国医師の受入れに関する国家戦略特区の特例措置の認定プロセスを行うという二度手間が生じる。

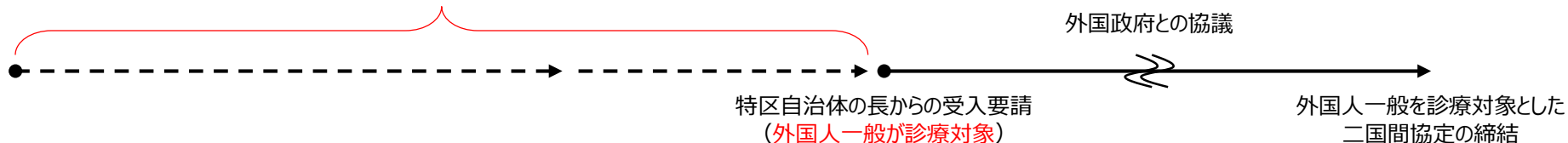


<特例措置 (受入要請に係る診療対象外国人の拡大)>

「外国医師の受入れに関する手続について」
(令和5年4月20日付厚生労働省医政局長名通知)

- ・国家戦略特区に指定されている区域の地方公共団体が、当該地方公共団体において増加する在留外国人又は訪日外国人に対する医療サービス需要の高まりに対応するため、二国間協定が締結されていない国の外国医師であっても、外国人一般を対象とした外国医師の診察業務に係る二国間協定の締結国の追加を要請することを可能とする(要請書に記載する内容は平成16年通知と同様)。

外国医師の受入れに関する協議プロセスを一部省略し、手続をワンストップ化



これまでに実現した規制改革事項

ローカル5Gの共同利用等（令和5年8月31日「ローカル5G導入に関するガイドライン」の改定等）

規制改革の内容

措置前

- 「自己土地利用」が原則のローカル5Gについて、他者土地も含め利用する場合、他者土地における後発の利用者と合意形成ができない限り、先発の利用者はローカル5Gを継続利用できない。
- また、合意形成にあたり、利用する周波数帯を分割し干渉調整を行うことが可能か否かについてはガイドライン上明確化されていない。

措置内容

ガイドライン等を改定し、一定の条件下で他者土地を含めた区域を自己土地相当とみなす「共同利用」の枠組みを創設するとともに、周波数帯分割による干渉調整が可能である旨を明確化。

効果

ローカル5Gの電波が複数の他者土地に届く可能性が高い都心部等において、より安定的なサービス提供が可能となる。

規制改革の概要

○ ローカル5Gの共同利用について

「自己土地利用」が原則のローカル5Gについて、複数の者の土地を含む「共同利用区域」を設定することで、当該エリアを自己土地相当とみなし、より安定的なサービス提供を可能とする枠組み。

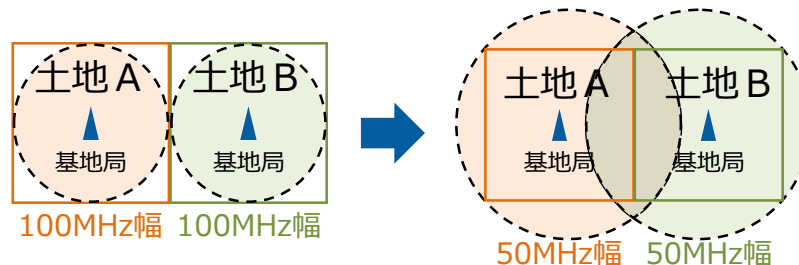
（総務省資料より抜粋）



これにより、共同利用区域内において後発の利用者が現れた場合においても、免許期間内においては、ローカル5Gを継続的に利用可能。

○ 周波数帯分割による干渉調整について

複数の者のローカル5Gのカバーエリアが干渉する場合、周波数帯を分割して利用することで、カバーエリアを維持した状態でローカル5Gの利用が可能となる。



※ 併せて、総務省の各総合通信局等において、他者土地への電波漏洩を軽減するための基地局の設定方法や共同利用に関する免許申請等について、相談対応・助言等を充実。

改正の趣旨

令和4年4月に指定されたスーパーシティ等における先端的サービスの早期実装や事業の円滑な実施等を推進するとともに、法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するため、所要の措置を講ずる。

1. スーパーシティ等における先端的サービス等の推進に係る所要の措置

(1) 補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例の追加

規制の特例措置等の適用を受ける特定事業の実施に当たって、補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項を区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、**補助金等交付財産の目的外使用等に係る各省各庁の長の承認があったものとみなす。**

<特例の活用イメージ>

- ロケット開発用の振動試験設備等を、本来業務に使用していない時間に、スタートアップ企業が新製品の耐久試験のために使用する



振動試験設備



目的外使用等

スタートアップ企業の
新製品テスト



電波試験設備

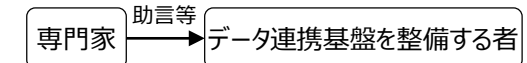
- 地域の子育て世帯の増加に対応するため、現在使われていない小学校の空き校舎の一部を、新たな保育施設を整備するために転用する

事業者の予見性の向上と事務コストの低減により、国家戦略特区における特定事業の円滑かつ効率的な実施を推進

(2) データ連携基盤の整備等に関する援助の拡充

分野横断的な先端的サービスの実施に必要なデータ連携基盤を整備する者に対して国が行う援助の内容として、これまでの互換性の確保の取組（データ仲介機能の開発・無償提供等による基盤整備コストの抑制など）に加え、**データ連携基盤の利用における安全性と信頼性の確保に関する情報の提供等を追加**

<援助の例>



- ロボット走行用の最新の3次元地図データが建物所有者等から提供されることを確保すること
- ドローン運航用の気象データが常時提供されることを確保し、メンテナンス時は代替措置を講ずること
- 個人情報等は暗号化し本人同意を得た範囲で取得・提供されるシステムとすること 等

データ連携基盤の整備へのきめ細かな援助を通じて、自動配送ロボットの走行やドローンの運航等の**先端的サービスの早期実装を推進**

先端的サービスの早期実装



※ 併せて、先端的サービスの実施に関連する規制改革を着実に推進。

2. 法人農地取得事業に係る所要の措置

国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業を構造改革特別区域法に基づく事業に移行するための規定の整備を行う。

※ その他、オンライン服薬指導が全国展開されたことに伴い、国家戦略特別区域法における特例措置の規定を削除するとともに、平成16年の構造改革特区法改正により第23条が追加された際に手当てする必要があった同条第2項の規定について、所要の整備を行う。

データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項について

- スーパーシティ等において、「データ連携基盤」は、自治体や事業者、個人等が有する様々なデータを収集・整理・提供することにより、**先端的サービスの提供を行うために必要不可欠な中核的な基盤**。
- データ連携基盤の整備・運用に当たっては、
 - ① 様々なデータやサービスが相互に連携し、**相乗効果を創出**するために「**相互運用性の確保**」が重要であるとともに、
 - ② データの**安全な管理・運用**を行うために「**セキュリティ対策**」を実施することや、
 - ③ **個人情報を含むデータ**を取り扱う場合には「**プライバシー対策**」に万全を期すことが求められる。
- 今後、データ連携基盤を活用した取組が安全かつ円滑に進められるよう、**これらの観点に関する既存の知見**を、「スーパーシティ等における**データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項**」として整理。

スーパーシティ構想の全体像



データ連携基盤に求められる事項

① 相互運用性の確保

- 様々なデータやサービスが相互に連携するための機能の実装（ブローカー、オープンAPIの実装 等）
- データの相互利用性に関するルールへの適合（データカタログサイトの公開、標準的なデータモデルの参照 等）

② セキュリティ対策

- システム面でのセキュリティ対策（暗号化、不正アクセスの検知・遮断、アクセスログ等の証跡管理 等）
- ガバナンス面でのセキュリティ対策（セキュリティ計画・規程の策定、責任体制の明確化、要員の確保 等）

③ プライバシー対策

- 個人情報保護法令に基づく適切な措置（本人同意の取得、個人情報の適切な管理、第三者提供ルール 等）
- 個人情報保護法令に加えて求められる事項（プライバシー影響評価（PIA）の実施、データ分散方式の採用 等）

(※) API : Application Programming Interface :

異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様

データ連携基盤を通して提供されるデータの品質管理ガイドブック（概要）

令和5年9月26日 公表

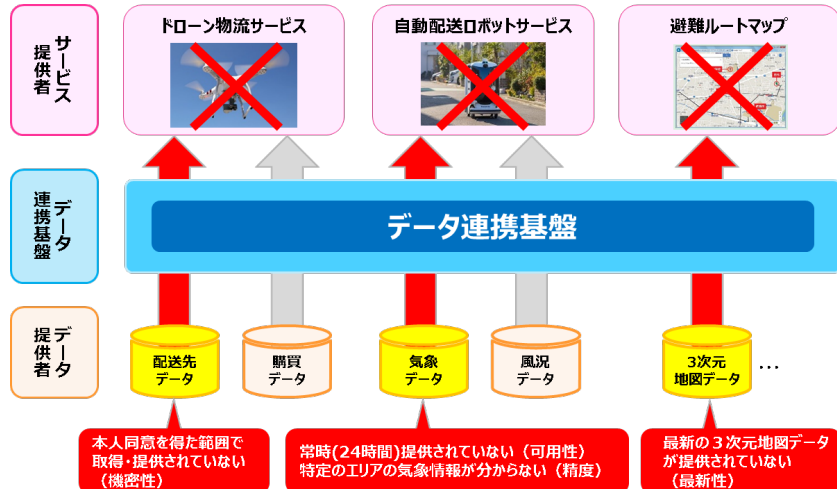
- 国家戦略特別区域法に基づき、国は、データ連携基盤の互換性の確保の取組（データ仲介機能の開発・無償提供等）を行うほか、**データ連携基盤の利用における安全性と信頼性の確保に関して情報提供等※の援助を行うこととされている。**

※改正国家戦略特別区域法（令和5年9月1日施行）で拡充

- このため、データ連携基盤の関係者の役割分担やデータ品質の簡易評価ツールを「**データ連携基盤を通して提供されるデータの品質管理のガイドブック**」として作成・公表し、**効率的・効果的なデータの品質管理を促進。**

背景・考え方

- スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携基盤を活用したサービスの提供に当たっては、**データの正確性等の品質が十分でなければ※、サービスの信頼性の低下のみならず、安全・安心を損なう可能性。**
※データが更新されず古いままになっている、データの内容が誤っている 等
- このため、住民の生活の質の向上に資するサービス提供のためには、データ連携基盤から提供される**データの安全性・信頼性の確保（データの品質管理）が重要。**



（データの品質が十分でない場合のイメージ）

ガイドブックの概要

データ連携基盤の関係者が**効率的・効果的にデータの品質管理を行う**ために必要な情報を整理して、以下の参考モデルやツールを提示。

- 「**データ提供者**」・「**データ連携基盤の整備主体**」・「**データ利用者**」が実施すべき事項を示した「**データの品質管理モデル**」
- 客観的指標に基づき、**データの品質評価を行う「簡易評価ツール**」

データの品質管理モデル（関係者の役割）

データ提供者

- ・簡易評価ツールを用いたデータの品質評価
- ・データの提供に加え、品質情報（品質評価結果やメタデータ）をデータ連携基盤の整備主体へ提供

データ連携基盤の整備主体

- ・データの品質管理規程の策定
- ・データ提供者から受領したデータセットや品質情報等の確認と公開
- ・データの品質に関する改善要求の受付

データ利用者

- ・データを活用したサービスの実施
- ・データの品質に関する改善を要求

簡易評価ツール

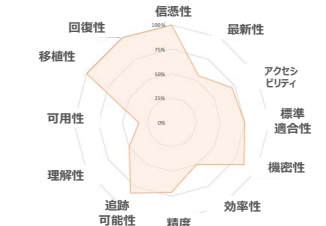
関係する3者が共通の理解をもって、データの品質管理を行うためのツール

評価結果イメージ

【**基礎的品質特性の評価**】
正確性・完全性・一貫性の評価

評価結果 **A/B/C**

【**付加的品質特性の評価**】
以下12の品質特性に関連するメタデータの記入率を表示



区域方針、新たな規制改革事項の決定を踏まえた区域計画への位置付け（大阪府・大阪市）

- 昨年11月に区域方針を定めるとともに、昨年12月及び本年6月に国家戦略特区諮問会議において新たな規制改革事項を決定。
- これらの内容を踏まえ、順次、必要な記載を区域計画に盛り込んだ上で、事業を推進。

○ 区域方針 （令和4年11月11日 内閣総理大臣決定）

<移動・物流>

- ・ 空飛ぶクルマの社会実装
- ・ 自動運転バス等による効率的な輸送
- ・ 次世代都市型MaaSの社会実装

<健康・医療>

- ・ 国際的視点も備えた先端医療サービスの提供
- ・ 健康・医療情報を活用した未来型サービスの実現

<まちづくり・防災>

- ・ 都市公園等の公共空間における先端的サービスの提供
- ・ ドローンやBIM等の活用による建設現場の革新
- ・ AIを活用した気象予報の実施

<その他>

- ・ 複数分野にわたる先端的サービスを支えるデータ連携基盤の整備

○ 新たな規制改革事項 （令和4年12月22日 第56回国家戦略特区諮問会議） （令和5年6月1日 第58回国家戦略特区諮問会議）

- 空飛ぶクルマの社会実装
 - ①離着陸場の要件等の方向性のとりまとめ【2023年3月措置】
 - ②機体の安全性、操縦者、運航安全等に関する基準の整備【2023年度中に措置】
- 自動運転バス等による効率的な輸送
 - ・ 万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送についての貨物自動車運送事業法上の取扱いの明確化【2023年3月措置】
- 次世代都市型MaaSの社会実装
 - ・ ダイナミックプライシング等による駐車料金の設定に向けた具体的スキームの検討、関係省庁からの助言【2023年中に実施】
- 国際的視点も備えた先端医療サービスの提供
 - ・ 外国人一般を診療対象とした二国間協定の締結に係る要請をワンストップで行うことを可能とする特例措置の創設【2023年4月措置】
- 都市公園等の公共空間における先端的サービスの提供
 - ・ ローカル5Gの共同利用の枠組みの創設、周波数帯域の分割が可能である旨の通知【2023年8月措置】
 - ・ 万博に関する仮設工作物等の設置に係る特例【2022年4月措置】
- ドローンやBIM等の活用による建設現場の革新
 - ・ 無人航空機用のワイヤレス電力伝送装置に係る型式指定の制度化【漏洩電波対策を踏まえ、情報通信審議会において検討を開始し、速やかに措置】
- AIを活用した気象予報の実施
 - ・ ソフトウェアを活用した気象予報に係る気象予報士の設置基準の緩和【2022年12月措置】

○ 上記以外の規制改革事項
.....

○ 区域計画への位置付け （今後のスケジュール）

全国措置となる見込み*

措置済*

具体的なスキームを引き続き検討*

措置済*

全国措置済*

**今回、区域計画に盛り込み、
2024年9月より実施予定**

引き続き漏洩電波対策について検討*

全国措置済*

併せて、イノベーションを支える外国人の創業を一層促進
* 今回、「特区スタートアップビザ」を区域計画に盛り込み、2024年度中に実施予定

**今回、区域計画に盛り込み、
直ちに実施予定**

国家戦略特区WGにおいて
規制改革事項を引き続き議論

今後のスケジュール（想定）

令和5年（2023年）


10月11日 第1回区域会議（区域計画案の審議）

10月下旬 国家戦略特区諮問会議（区域計画案の認定）

12月 国家戦略特区諮問会議（更なる規制改革事項決定）

令和6年（2024年）

1月 スーパーシティ・デジタル田園健康特区フォーラム in 大阪 2024



国家戦略特区ワーキンググループにおいて、規制改革事項を引き続き議論

規制改革事項の検討状況を踏まえ、区域会議の開催、区域計画の変更等を行う